

# 令和6年度 優良運転者表彰申請について



岐阜羽島地区交通安全協会

岐阜羽島地区交通安全協会は、運転者協力金により、毎年申請された優良運転者を対象に表彰事業を行っています。

令和6年度優良運転者表彰の申請を受付けますので、下記の優良運転者表彰基準と注意事項をご覧の上、4月1日から4月30日（平日午前9時から午後4時まで）までに、岐阜羽島地区交通安全協会事務局（岐阜羽島警察署内）及び各支部長に申請してください。郵送・宅配での申請及び、申請期間を過ぎての申請は受理できませんのでご注意ください。（尚、緑十字銅章・管区局長章の申請受付は、事務局のみの取扱いとなります。）

★優良運転者表彰基準★

区分 章別	運転経験	無事故年数	無違反年数	過去の表彰歴	授与者	申請代金	
地区模範章	5年以上 (原付・小特の 経験を除く)	5年以上			警察署長 地区協会長	670円	
県模範章	10年以上 (原付・小特の 経験を除く)	5年以上		過去に地区模範章を受賞 していること	県警察本部長 県交通安全協会長	670円	
県優良章	15年以上 (原付・小特の 経験を除く)	5年以上		県模範章を受賞後2年以上	同上	670円	
県優秀章	15年以上 (原付・小特の 経験を除く)	10年以上		県優良章を受賞後2年以上	同上	670円	
被表彰者数に制限あり	特別優秀章	20年以上 (原付・小特の 経験を除く)		15年以上	県優秀章を受賞後2年以上	県交対協会長 (県知事)	—
	緑十字銅章	—	10年以上	5年以上	県優秀章又は特別優秀章 を受賞していること (申請受付は事務局のみ)	全日交会長	—
	管区局長章	15年以上 (一般) 10年以上 (職業)	10年以上 (一般) 5年以上 (職業)		緑十字銅章を受賞後2年 以上 (申請受付は事務局のみ)	中部管区警察局長 中部公安協議会長	—

★注意事項★

1. 県優秀章以下の表彰については、該当者であれば全員表彰申請できます。
2. 運転年数、無事故無違反年数は、令和6年6月1日現在で自動車安全運転センターのSDカードの申請を当事務局で実施しますので、申請代金670円が必要です。
3. 特別優秀章・緑十字銅章・管区局長章は表彰人員に制限があるため、該当していても表彰を受けられないことがありますので、申請書のみ提出してください。
4. 表彰の申請用紙は、岐阜羽島地区交通安全協会事務局及び各支部長宅にあります。
5. 申請用紙は直筆で免許証のとおり正しく記入してください。表彰歴のある方は「過去の表彰歴」欄に必ずご記入ください。記入間違いをされると、表彰されない場合があります。
6. アパート・マンションに居住の方は、アパート名、マンション名、号室を記入してください。
7. 特別優秀章以上の申請者へは、表彰該当者のみ9月中旬から10月初旬までに表彰通知を致しますが、表彰に該当されなかった方への通知はいたしませんのでご了承ください。

(お問い合わせは、平日9:00~16:00の間に岐阜羽島地区交通安全協会まで TEL058-387-5615)